

# 年金や各種手当

それぞれの制度で支給を受けるためには申請が必要です。おひとりずつ状況が違うため、**制度が利用できるかどうかなど、くわしくは下記の相談窓口までお気軽にご相談ください。**

## ■障がい年金制度

- 該当する方 ○それぞれの年金制度の障がい等級に該当する程度の障がいの状況になった方  
○保険料の納付についての条件を満たす方

## ●相談窓口

| 初診日において加入していた年金制度       | 相談窓口                 |
|-------------------------|----------------------|
| 初診日が第1号被保険者期間中である場合     | 区役所区民課               |
| 初診日が第2号・第3号被保険者期間中である場合 | 熊本東年金事務所<br>熊本西年金事務所 |
| 初診日が共済組合加入中である場合        | 各共済組合                |

- 支 給 額 障がいの程度や年金制度により、支給される年金額が異なります。

## ■生活保護制度

病気や事故で働けなくなったり、離別や死別で収入がなくなったりなど、何らかの原因によって生活に困っている人に対し、その程度に応じて国が定めた最低限度の生活を保障するとともに、一日も早く自分自身の力で生活できるように支援する制度です。

- 窓 口 区役所保護課

## ■児童扶養手当

- 該当する方 以下のいずれかの方で、18歳に達した最初の3月31日までの児童または20歳未満の障がいのある児童を養育する方(所得制限あり)。  
母子家庭または児童の父に一定以上の障がいのある世帯の母、父子家庭または児童の母に一定の障がいのある世帯の父、父母に代わる方。

- 窓 口 区役所保健子ども課

- 支 給 額 所得により異なります。児童2人目から加算があります。

## ■特別児童扶養手当

- 該当する方 ○20歳未満で在宅の心身障がい児(施設入所中を除く)を持つ父母、養育者に手当を支給します。(所得制限があります)  
【手当の受給(申請)ができない方】
  - (1) 申請日に日本国内に住所があり、満20歳未満の障がい児を養育している保護者であること
  - (2) 児童が障がいによる公的年金を受けていないこと
  - (3) 児童が児童福祉施設(通園施設は除く)に入所していないこと
  - (4) 保護者本人などの毎年の所得が基準以下であること

●窓 口 区役所福祉課

●支 給 額 1級 月額 52,500円  
2級 月額 34,970円  
※令和2年4月分(8月支給分)からの金額です。

## ■特別障害者手当

●該当する方 重度の障がいのために日常生活で、常に特別の介護を必要とする20歳以上の方に支給されます。(所得制限あり)  
ただし、病院または診療所に継続3か月以上入院しているときや施設に入所しているときには支給されません。

●窓 口 区役所福祉課

●支 給 額 月額 27,350円  
※令和2年4月分からの金額です。

## ■障害者手帳とは

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3つがあり、所持している方は法律によって、各種障害福祉サービスを受けることができます

詳しくは「障がい者のためのふくしのしおり」をご覧ください。



熊本市  
ホームページでも  
確認できます。

令和元年度  
障がい者のための福祉のしおり

## 相談窓口

|             |         |
|-------------|---------|
| 身体障害者手帳     | 各区役所福祉課 |
| 療育手帳        | 各区役所福祉課 |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 各区役所福祉課 |

## 傷病手当金

### ●該当する方

- ①健康保険に加入している方で
  - ②病気やけがのために働くことができず
  - ③連續して3日以上勤めを休んでいるときに
  - ④4日目以降から支給されます
- ※ただし、事業主から傷病手当金より多い報酬額の支給を受けた場合は手当金は支給されません。

### 窓口

- 社会保険事務所  
職場の健康保険組合

※詳しくは社会保険事務所、職場の健康保険組合にお問い合わせください。

## ヘルプカードを知っていますか？



内部障がいや発達障がい、難病の方など、外見からわからなくても支援や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのカードです。

### どんなときに使うの？

次のような場面では、周囲の人にヘルプカードを提示しましょう。

- 日常生活の中でちょっと手助けが必要なとき
- 道に迷ったとき
- パニックや発作を起こした、急な体調不良などの緊急のとき
- 災害発生に伴う避難のときや、避難所で過ごすとき

**〈配布窓口〉熊本市障がい保健福祉課（熊本市役所11階）、  
区役所福祉課、総合出張所、熊本市障がい者相談支援センター**

※全国の自治体では、様々なデザインのヘルプカードがあります。一方で東京都を中心に、ヘルプマークを採用している自治体もあります。